



平成27年8月10日
海事局安全政策課

船員法等関係法令違反船舶所有者の公表について

船員法等の法令の遵守及び航海の安全の確保、船員災害の防止や注意喚起等を強力に行うため、運航労務監理官（船員労務官）による監査船舶等の付加ポイントが一定数以上となった船舶所有者等を公表するとともに、国土交通省ホームページへ掲載（6ヶ月）することとしております。

今回は、平成27年度第1／四半期（平成27年4月～6月分）にかかるものを、別紙のとおり公表します。

◎公表の対象

- ・ 船員法第101条第1項に基づく「是正命令」に従わない船舶の船員法上の船舶所有者
- ・ 船員法等に違反し、累積ポイント（ポイント継続期間は最長2年間）が、120ポイント以上となった船舶あるいは事業場の船員法上の船舶所有者
- ・ その他、公表が必要と認められる船員法上の船舶所有者

【問い合わせ先】

国土交通省 海事局安全政策課 菅原、木村
（代表）03-5253-8111（内線）43-553、43-556
（直通）03-5253-8631
（FAX）03-5253-1642